

# 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付について（調整給付・詳細）

## 【給付対象】(個人単位で給付)

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該者の令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者。

具体的には以下の「①又は②のいずれかに該当する者」。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

- ①所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」を上回る者
- ②個人住民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

### 【減税対象人数】

本人、同一生計配偶者及び扶養親族(国外居住者を除く。以下「扶養親族等」という。)

※扶養親族には16歳未満扶養親族を含む。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、令和6年度分個人住民税所得割の定額減税の算定に用いられないこと等を踏まえ、調整給付の算定時には考慮しない。

## 【給付額】(①+②)

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額により、令和6年分所得税額を推計する。

### ①「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	—	令和6年分推計所得税額(減税前) = 令和5年分所得税額(実績)	=	① 所得税分控除不足額 ①<0の場合は0
---------------------------	---	-------------------------------------	---	-------------------------

### ②「個人住民税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	—	令和6年度分個人住民税額(減税前)	=	② 個人住民税分控除不足額 ②<0の場合は0
---------------------------	---	-------------------	---	---------------------------

➔ **調整給付額 = ① + ② (一万円単位で「切り上げて」算出)**

<算定イメージ>

(減税対象人数1人の場合)	(減税対象人数2人の場合)
0円<①+②≤1万円⇒1万円	0円<①+②≤1万円 ⇒ 1万円
1万円<①+②≤2万円⇒2万円	1万円<①+②≤2万円 ⇒ 2万円
2万円<①+②≤3万円⇒3万円	}
3万円<①+②≤4万円⇒4万円	7万円<①+②≤8万円 ⇒ 8万円

## 当初調整給付に係る所得税情報の把握について

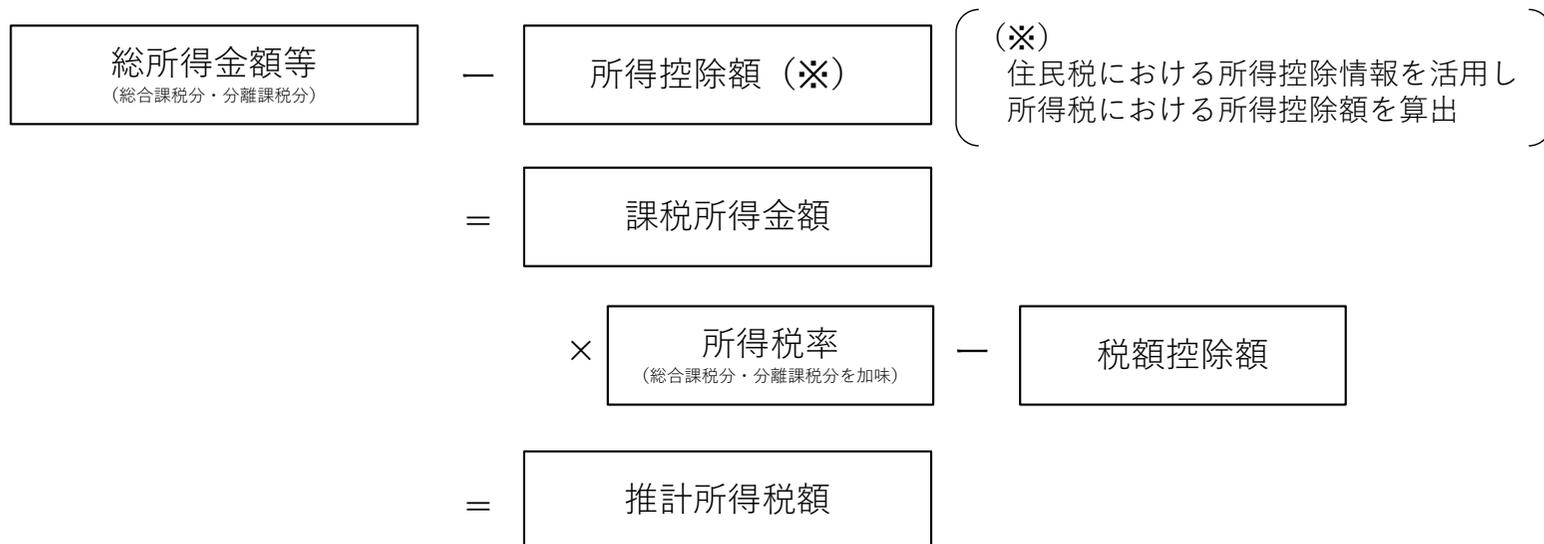
○ 市町村における「令和5年分所得税額」の把握方法については、以下のいずれかに掲げる手法とする。

- ① 入手した「確定申告書」、「給与支払報告書」、「公的年金等支払報告書」等に記載されている所得税額を基に各市町村の税務システムに取り込んでいる活用可能なデータから所得税額を把握
- ② 各市町村の税務システムに取り込んでいる令和6年度分個人住民税課税情報(所得金額や人的控除等の情報)から、市町村独自の算出システムを用いて令和5年分所得税額を推計
- ③ 各市町村の税務システムに取り込んでいる令和6年度分個人住民税課税情報(所得金額や人的控除等の情報)から、国から示すモデル推計式を組み込んだ「調整給付のための算定ツール」<sup>(※)</sup>を用いて令和5年分所得税額を推計

(※)モデル推計式の考え方は、現行の「データ標準レイアウト提供項目」の令和6年度分の住民税賦課情報の項目等を活用し、以下の考え方に沿って令和5年分の推計所得税額を算出

(※)上記のとおりモデル推計式を示すとともに、各市町村の負担軽減のため、各市町村が必要な地方税情報等を抽出し、必要な基礎データを登録することで推計所得税額等を自動計算し、各市町村にフィードバックする「調整給付のための算定ツール」を、デジタル庁と連携して開発

### 【モデル推計式の考え方】



# 算 定 式

総所得金額等

所得控除額

■パラメーター	
70 雑損控除額	} 所得税と同額
71 医療費控除額	
72 小規模共済等掛金控除額	
73 社会保険料控除額	
74 生命保険料控除額	→ 控除限度額の比で算出 ( $\times 4/2.8$ )
75 地震保険料控除額	→ 控除限度額の比で算出 ( $\times 10/5$ )
} 所得税における控除額で算出	
76 配偶者特別控除(※1)	} 所得税における控除額で算出 ※1 配偶者特別控除は、納税義務者の「合計所得金額」及び「住民税の配偶者特別控除額」を参照し、 ○合計所得金額 900万円以下 住：33万円 → 所：38万円 上記以外 → 住・所同額 900万円超950万円以下 住：22万円 → 所：26万円 上記以外 → 住・所同額 950万円～1,000万円 住：11万円 → 所：13万円 上記以外 → 住・所同額 と設定する。
77 配偶者控除等	
80 一般扶養控除者数	
81 特定扶養控除者数	
82 老人扶養控除者数	
83 同居老人扶養控除者数	
87 普通障害者数	
88 特別障害者数	
89 同居特別障害者数	
92 (本人)障害者控除額	
93 控除対象寡婦・ひとり親	
94 控除対象勤労学生	
基礎控除額	
→ 納税義務者の「合計所得金額」を参照し、合計所得金額ごとに 2,400万円以下 : 48万円 2,400万円～2,450万円 : 32万円 2,450万円～2,500万円 : 16万円 とする。	

×

所得税率

税額控除額

=

所得税額

※3 総合課税分、分離課税分の税額を算出し合算。

※2 課税所得金額(総所得金額等－所得控除額)から自動計算できるように構築。

■パラメーター  
配当控除額

→ 「26 配当所得額(総合)」に10%を乗じる。

ただし、「103 住宅借入金等特別税額控除額」に0以外の数値が入力されれば、所得税額をゼロとする。

# データ標準レイアウト項目の一覧

○ 全自治体が情報を所有しているデータ標準レイアウト項目等から活用可能な地方税情報により、所得税額を推計。

項番	データ項目	項番	データ項目	項番	データ項目	項番	データ項目	項番	データ項目	項番	データ項目
1	個人住民税情報	22	農業所得額	43	長期軽減所得額 (特別控除前)	64	居住用財産譲渡損失繰越控除額	85	障害者控除額	106	市町村民税__寄附金税額控除額【税源移譲前】
2	課税年度	23	特例肉用牛所得額	44	特別控除額 (長期軽減所得)	65	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額	86	障害者控除情報	107	市町村民税__外国税控除額
3	総所得金額等	24	不動産所得額	45	短期譲渡所得額 (特別控除前)	66	上場株式等譲渡損失繰越控除額	87	普通障害者数	108	市町村民税__配当控除額
4	合計所得金額	25	利子所得額(総合)	46	特別控除額 (短期譲渡所得)	67	特定株式等譲渡損失繰越控除額	88	特別障害者数	109	市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額
5	合計所得金額情報	26	配当所得額(総合)	47	短期一般所得額 (特別控除前)	68	先物取引差金等決済損失繰越控除額	89	同居特別障害者数	110	市町村民税所得割額
6	総所得金額	27	譲渡所得額(総合)	48	特別控除額 (短期一般所得)	69	雑損失繰越控除額	90	本人該当区分	111	市町村民税所得割額【税源移譲前】
7	総所得金額情報	28	譲渡所得額(総合)情報	49	短期軽減所得額 (特別控除前)	70	雑損控除額	91	同一生計配偶者の対象の是非	112	市町村民税均等割額
8	給与所得額	29	長期譲渡所得額 (特別控除前)	50	特別控除額 (短期軽減所得)	71	医療費控除額	92	控除対象障害者の対象の是非	113	都道府県民税所得割額
9	給与所得額情報	30	特別控除額 (長期譲渡所得)	51	株式等譲渡所得額 (申告分離)	72	小規模共済等掛金控除額	93	控除対象寡婦・ひとり親の対象の是非	114	都道府県民税均等割額
10	給与収入額	31	短期譲渡所得額 (特別控除前)	52	株式等譲渡所得額(申告分離)情報	73	社会保険料控除額	94	控除対象勤労学生の対象の是非	115	居住用損失額
11	給与専従者収入額	32	特別控除額 (短期譲渡所得)	53	一般株式等譲渡所得額	74	生命保険料控除額	95	扶養控除対象の是非	116	市町村民税所得割額(減免前)
12	特定支出の額	33	一時所得額(総合)	54	上場株式等譲渡所得額	75	地震保険料控除額	96	16歳未満扶養親族の対象の是非	117	市町村民税均等割額(減免前)
13	所得金額調整控除額	34	山林所得額	55	上場株式等配当等所得額 (申告分離)	76	配偶者特別控除額	97	専従者控除額	118	減免税額
14	雑所得額(総合)	35	退職所得額(総合)	56	先物取引雑所得額 (申告分離)	77	配偶者控除等の有無・対象	98	所得控除合計額	119	所得税確定申告書の提出の有無
15	雑所得額(総合)情報	36	譲渡所得額(申告分離)	57	条約適用利子等の額	78	扶養控除額	99	課税所得額(課税標準額)	120	住民税申告書の提出の有無
16	公的年金等所得額	37	譲渡所得額(申告分離)情報	58	条約適用配当等の額	79	扶養控除情報	100	市町村民税__税額控除前所得割額	121	住民登録外課税の有無
17	公的年金等収入額	38	長期譲渡所得額 (特別控除前)	59	特例適用利子等の額	80	一般扶養控除者数	101	市町村民税__調整控除額	122	住民登録外課税者の課税地市区町村コード
18	公的年金等以外雑所得額 (総合課税)	39	特別控除額 (長期譲渡所得)	60	特例適用配当等の額	81	特定扶養控除者数	102	市町村民税__調整額	123	市町村民税__定額減税前
19	事業所得額	40	長期一般所得額 (特別控除前)	61	繰越控除額	82	老人扶養控除者数	103	市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額	124	市町村民税所得割額(定額減税前)
20	事業所得額情報	41	特別控除額 (長期一般所得)	62	繰越控除額情報	83	同居老人扶養控除者数	104	市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】	125	市町村民税所得割額【税源移譲前】(定額減税前)
21	営業等所得額	42	長期特定所得額	63	純損失繰越控除額	84	16歳未満扶養者数	105	市町村民税__寄附金税額控除額	126	都道府県民税__定額減税額
										127	都道府県民税所得割額(定額減税前)

●令和6年度の個人住民税課税情報から令和5年分の所得税額を算定する式 + 調整給付額を算定する式

この列の金額は円単位  
で入力すること

No	データ標準 レイアウト 項目No	項目	R6年度個人住民税 課税情報	所得税算定 のための変換式	R5所得税額 算出情報	考え方
1		■合計所得金額、総所得金額などの計算				
2	-	総所得金額（繰越控除前）				データ標準レイアウトの「6.総所得金額」は繰越控除を加味しているものであるため、繰越控除を加味しないものを算出。
3	8	給与所得額				
4	14	雑所得額（総合）				
5	19	事業所得額				
6	24	不動産所得額				
7	25	利子所得額（総合）				
8	26	配当所得額（総合）				
9	27	譲渡所得額（総合）		×1/2		簡素化のため損益通算前に長期譲渡所得、短期譲渡所得の合計を×1/2する。
10	33	一時所得額（総合）		×1/2		簡素化のため損益通算前に×1/2する。
11	55	上場株式等配当等所得額（申告分離）		=		他の所得と損益通算できないため、マイナスの場合は0。
12	-	短期譲渡所得額		=		簡素化のため損益通算は考慮しないものとしてマイナスの場合は0。
13	47	短期一般所得額（特別控除前）				
14	49	短期軽減所得額（特別控除前）				
15	-	長期譲渡所得額		=		簡素化のため損益通算は考慮しないものとしてマイナスの場合は0。
16	40	長期一般所得額（特別控除前）				
17	42	長期特定所得額				
18	43	長期軽減所得額（特別控除前）				
19	53	一般株式等譲渡所得額		=		簡素化のため損益通算は考慮しないものとしてマイナスの場合は0。
20	54	上場株式等譲渡所得額		=		簡素化のため損益通算は考慮しないものとしてマイナスの場合は0。
21	56	先物取引雑所得額（申告分離）		=		他の所得と損益通算できないため、マイナスの場合は0。
22	34	山林所得額		=		
23	35	退職所得額		=		地方税法第50条の2、第328条の規定に基づき課税する退職所得（分離課税されるもの）は除く。
24	-	合計所得金額				・No.211～12,15,19～23までの合計。 ・条約・特例適用の利子・配当等の額は簡素化のため考慮しない。
25	63	純損失繰越控除額		=		
26	69	雑損失繰越控除額		=		
27	64	居住用財産譲渡損失繰越控除額		=		
28	65	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額		=		
29	66	上場株式等譲渡損失繰越控除額		=		
30	67	特定株式等譲渡損失繰越控除額		=		
31	68	先物取引差金等決済損失繰越控除額		=		
32	-	一般株式等譲渡所得額（繰越控除後）				・No.19からNo.30を除く。 ・No.19<No.30なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
33	-	控除しきれない額				
34	-	上場株式等譲渡所得額（繰越控除後）				・No.20からNo.29,33を除く。 ・No.20<No.29,33なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。（簡素化のため上場株式譲渡損失繰越控除額（No.29）のみではなく全て引き継がれるとする。）
35	-	控除しきれない額				
36	-	上場株式等配当等所得額（申告分離）（繰越控除後）				・No.11からNo.35を除く。 ・No.11<No.35なら、この欄の数値は「0」とする。
37	-	先物取引雑所得額（申告分離）（繰越控除後）				・No.21からNo.31を除く。 ・No.21<No.31なら、この欄の数値は「0」とする。
38	-	長期譲渡所得額（繰越控除後）				・No.15からNo.27,28を除く。 ・No.15<No.27,28なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
39	-	控除しきれない額				
40	41	特別控除額（長期一般所得）		=		
41	44	特別控除額（長期軽減所得）		=		
42	-	長期譲渡所得額（繰越控除後・特別控除後）				・No.38からNo.40,41を除く。 ・No.38<No.40,41なら、この欄の数値は「0」とする。
43	-	短期譲渡所得額（繰越控除後）				・No.12からNo.39を除く。 ・No.12<No.39なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。

44	—	控除しきれない額				
45	48	特別控除額（短期一般所得）		=		
46	50	特別控除額（短期軽減所得）		=		
47	—	短期譲渡所得額（繰越控除後・特別控除後）				・No.43からNo.45,46を除く。 ・No.43<No.45,46なら、この欄の数値は「0」とする。
48	—	総所得金額（繰越控除後）				・No.2からNo.25,26,44を除く。 ・No.2<No.25,26,44なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
49	—	控除しきれない額				
50	—	山林所得額（繰越控除後）				・No.22からNo.49を除く。 ・No.22<No.49なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
51	—	控除しきれない額				
52	—	退職所得額（繰越控除後）				・No.23からNo.51を除く。 ・No.23<No.51なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
53	—	控除しきれない額				
54	■所得控除額の計算					
55	70	雑損控除額		=		所得税と同額。
56	71	医療費控除額		=		所得税と同額。
57	72	小規模共済等掛金控除額		=		所得税と同額。
58	73	社会保険料控除額		=		所得税と同額。
59	74	生命保険料控除額		$\times 4/2.8$		所得税の契約ごとの控除限度額は4万円、住民税の控除限度額は2.8万円なので、簡素化のため住民税における控除額 $\times 4/2.8$ とみなす。
60	75	地震保険料控除額		$\times 10/5$		所得税の控除限度額は5万円、住民税の控除限度額は2.5万円なので、簡素化のため住民税における控除額 $\times 10/5$ とみなす。
61	76	配偶者特別控除額				本人の合計所得と住民税の配偶者特別控除から所得税の配偶者特別控除を算出。 ①合計所得金額900万円以下 個人住民税の控除額が33万円→38万円 上記以外一同額 ②合計所得金額900万円超950万円以下 個人住民税の控除額が22万円→26万円 上記以外一同額 ③合計所得金額950万円超1,000万円以下 個人住民税の控除額が11万円→13万円 上記以外一同額 とする。
62	—	合計所得金額900万円以下の場合				
63	—	合計所得金額900万円超950万円以下の場合				
64	—	合計所得金額950万円超1,000万円以下の場合				
65	77	配偶者控除等				
66	—	1：一般の控除対象配偶者の場合		$+380,000/+260,000/+130,000$		No.65の数値とNo.24に基づき、所得税における控除額を算出。
67	—	2：老人控除対象配偶者の場合		$+480,000/+320,000/+160,000$		No.65の数値とNo.24に基づき、所得税における控除額を算出。
68	—	3：控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の場合		$\times 0$		No.65の回答に基づき、所得税における控除額を算出。
69	80	一般扶養控除者数		$\times 380,000$		所得税の控除額を乗じる
70	81	特定扶養控除者数		$\times 630,000$		所得税の控除額を乗じる
71	82	老人扶養控除者数		$\times 480,000$		所得税の控除額を乗じる
72	83	同居老人扶養控除者数		$\times 100,000$		所得税の控除額（加算額）を乗じる。 （No.71の内数）
73	87	普通障害者数		$\times 270,000$		所得税の控除額を乗じる
74	88	特別障害者数		$\times 400,000$		所得税の控除額を乗じる
75	89	同居特別障害者数		$\times 350,000$		所得税の控除額（加算額）を乗じる （No.74の内数）
76	92	控除対象障害者				
77	—	1：特別障害の場合		$+400,000$		No.76の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
78	—	2：原簿障害の場合		$+400,000$		No.76の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
79	—	3：普通障害の場合		$+270,000$		No.76の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
80	93	控除対象寡婦・ひとり親				
81	—	1：寡婦の場合		$+270,000$		No.80の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
82	—	2：ひとり親の場合		$+350,000$		No.80の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
83	94	控除対象勤労学生				
84	—	1：勤労学生の場合		$+270,000$		No.83の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
85	—	基礎控除額				No.24の合計所得金額に基づき、控除額を算出
86	—	所得控除額合計				
87	■課税所得金額の計算					
88	—	課税 総所得金額		1,000円未満切捨		・No.48からNo.86を除く。 ・No.48<No.86なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
89	—	控除しきれない額				
90	—	課税 短期譲渡所得額		1,000円未満切捨		・No.47からNo.89を除く。 ・No.47<No.89なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
91	—	控除しきれなかった額				

92	—	課税 長期譲渡所得額		1,000円未満切捨		・No.42からNo.91を除く。 ・No.42<No.91なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
93	—	控除しきれなかった額				
94	—	課税 上場株式等配当等所得額（申告分離）		1,000円未満切捨		・No.36からNo.93を除く。 ・No.36<No.93なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
95	—	控除しきれなかった額				
96	—	課税 一般株式等譲渡所得額		1,000円未満切捨		・No.32からNo.95を除く。 ・No.32<No.95なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
97	—	控除しきれなかった額				
98	—	課税 上場株式等譲渡所得額		1,000円未満切捨		・No.34からNo.97を除く。 ・No.34<No.97なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
99	—					
100	—	課税 先物取引雑所得額（申告分離）		1,000円未満切捨		・No.37からNo.99を除く。 ・No.37<No.99なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
101	—					
102	—	課税 山林所得金額		1,000円未満切捨		・No.50からNo.101を除く。 ・No.50<No.101なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
103	—					
104	—	課税 退職所得金額		1,000円未満切捨		・No.52からNo.103を除く。 ・No.52<No.103なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
105	—	課税 総所得金額+退職所得金額（総合課税分）				No.88,104の合計額。
106	—	課税 山林所得金額（総合課税分・5分5乗方式）				No.102を5分5乗方式に修正。（課税山林所得金額÷5）
107	—	課税 分離譲渡所得（10%分）				No.92のうち10%課税分（長期特定所得額と長期経課所得額（特別控除後）の合計（No.17+18-41）と課税長期譲渡所得額（No.92）の小さい方とする。） 簡素化のため、長期特定所得額（No.17）、長期経課所得額（No.18）については一律10%計算で見込む。
108	—	課税 分離譲渡所得（15%分）				No.90のうち15%分（短期軽減所得額（特別控除後）（No.14-46）と課税短期譲渡所得（No.90）の小さい方とする。） 92のうち10%分除く。94,96,98,100の合計額。
109	—	課税 分離譲渡所得（30%分）				No.90のうち15%分除く。
110	■所得税額計算					
111	—	R 5 所得税額 （総所得金額+退職所得金額分）				
112	—	R 5 所得税額 （山林所得金額（総合課税分・5分5乗方式））				
113	—	R 5 所得税額 （分離譲渡所得（10%分））				
114	—	R 5 所得税額 （分離譲渡所得（15%分））				
115	—	R 5 所得税額 （分離譲渡所得（30%分））				
116	26	配当控除額	0	×0.1		簡素化のため「26 配当所得額（総合）」の10%で算出。
117	103	市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額				
118	—	令和5年所得税額				・No.111～115の合計から、No.116を除いたもの ただし、No.117が1以上であれば「0」とする。 ・復興特別所得税（所得税額×1.021）は含まない。

■調整給付額の算定

No	データ標準 レイアウト 項目No	項目	R 6年度個人住民税 課税情報等	定額減税可能額 算定のための算式	調整給付額 算出情報	考え方
201	—	令和6年度個人住民税所得割額		=		No.202+203
202	124	市町村民税所得割額（定額減税前）				
203	127	都道府県民税所得割額（定額減税前）				
204	—	個人住民税における扶養親族数（控除対象配偶者含み、国外居住者除く）		=		No.65に1、2の数字が入っていれば1人カウントし、No.69～71.205は人数をカウント、No.215の数を控除。
205	84	16歳未満扶養者数				
206	—	個人住民税定額減税可能額		× 10,000		1万円×減税対象人数(扶養親族数+1)
207	—	個人住民税控除不足額				No.206-201 No.206-201 ≤ 0であれば0 なお、No.214が1,805万円超の場合は0として扱う。
208	—	令和6年推計所得税額（令和5年所得税額）		=		No.118(推計所得税額) or 自治体で独自把握している額(No.216)
209	—	所得税における扶養親族数（控除対象配偶者含み、国外居住者除く）		=		No.204と同値 or 自治体で独自把握している数(No.217)から扶養親族(控除対象配偶者含む)のうち国外居住者の数(No.215)を控除
210	—	所得税定額減税可能額		× 30,000		3万円×減税対象人数(扶養親族数+1)
211	—	所得税控除不足額				No.210-208 No.210-208 ≤ 0であれば0 なお、No.24又はNo.218が1,805万円超の場合、0として扱う (いずれにも数値が入っていない場合は、No.214が1,805万円超の場合、0として扱う。)
212	—	調整給付額（円単位）				No.207+211 No.201=0かつNo.208=0であれば0
213	—	調整給付額（万円単位）		万円単位切上げ		No.212を万円単位に切上げ。
214	4	個人住民税における合計所得金額				1,805万円を超える場合、給付対象外のため調整給付額（個人住民税）の算定不要→No.207を0として扱う。
215	項目なし	扶養親族（控除対象配偶者含む）のうち国外居住者の数				No.204から控除し、控除後の扶養親族数でNo.206を計算する。 ※No.209も国外居住者を除いた数で計算。
216	項目なし	令和6年推計所得税額（令和5年所得税額）				令和5年所得税の実額を把握しているのであれば、当該数字を使用する。
217	項目なし	所得税における扶養親族数（控除対象配偶者含む）				所得税における扶養親族数(控除対象配偶者含む)を把握しているのであれば、当該数字を使用する。 なお、本欄は16歳未満扶養者数を含むものとする。
218	項目なし	所得税における合計所得金額				1,805万円を超える場合、給付対象外のため調整給付額（所得税分）の算定不要→No.211を0として扱う。